

2004 年度（平成 16 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私 法
------	-----

問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入して下さい。

問題 1

甲男と乙女は夫婦で、長年にわたり町工場を営んできた。取引先の受注に応えるために、新型の工作機械を導入することにした。取引先の丙から 2000 万円の融資を受けることになり、担保の提供を求められた。しかし、甲所有の工場の土地と建物はすでに銀行の抵当権が設定されていたために、やむなく甲は、乙に無断で、乙所有の土地に、乙の代理人として、丙のために抵当権を設定し、登記も行なった。それをうけて、甲と丙は 2000 万円の貸金について、利息年 20%（単利）、遅延利息年 20%（単利）、元金金の返済は 2 年後とする旨の金銭消費貸借契約を締結した後に、丙は 2000 万円を甲に融資した。甲は、弁済期到来後 600 万円については返済したが、甲の事業は、その後、業績が悪化し、破綻した。丙は、乙の土地について抵当権を実行することにした。

以上の事実関係の下で、次の設問に答えなさい。

- (1) 乙は、丙に対して、当該抵当権の設定が、甲の無権代理によるものであると主張し、これに対して、丙は表見代理の成立を主張した。
丙の主張の法的根拠を説明するとともに、これに対する乙の主張についても論じなさい。
- (2) 仮に表見代理が認められるとしても、抵当権の設定当時、被担保債権 2000 万円の貸金債権は成立していないと、乙は主張した。
乙の主張の法的根拠を説明するとともに、当該主張が法的に認められるかどうかを論じなさい。
- (3) 本件において、丙が抵当権を実行することによって、弁済期から 4 年後の時点において、優先弁済を得られる金額を、根拠を示した上で解答しなさい。

問題 2

平成 13 年、14 年および 15 年の商法（商法特例法を含む）改正について、最も関心をもった項目を 1 つ選んで論じなさい。